

随意契約理由書

1 工 事 名	トンネル換気設備改修工事（２０１９－新）
2 業 者 名	株式会社日立製作所
3 随意契約理由	本工事は、新神戸トンネル南行の既存換気制御システムについて、風速零化制御を追加し、システムの冗長化のために既設の主たる構成品（換気自動制御装置・換気伝送装置・換気連動盤）を流用し改修を行うものである。 本工事の契約相手方に求められる要件は、本件換気制御システムの構成やプログラムを熟知し改修の設計検討を実施する能力を有すること、改修に伴う不具合により既存設備の運用に支障が生じた場合にも瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなどの問題が生じないことのいずれをも満たすことである。 株式会社日立製作所は、本件換気制御システムを製作・施工した業者であることから、本件換気制御システムの構成やプログラムを唯一熟知し改修設計を実施する能力を有することが認められること、既存設備の運用に支障が生じた場合にも瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなどの問題が生じることがないと認められることから、上記要件のいずれをも具備する者は同社において他にない。 よって、阪神高速道路株式会社契約規程第２条第２号の規定により随意契約するものである。 以 上
阪神高速道路株式会社契約規程第２条第２号の規定による。	